

釜石はまゆりサクラマス商標使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、釜石市(以下「市」という。)が登録した釜石はまゆりサクラマス商標(登録第6571572号。以下「本件商標」という。)の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(商標の適用範囲)

第2条 本件商標を適用する指定商品又は指定役務の区分は、別表のとおりとする。

(使用の申請)

第3条 本件商標を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、釜石はまゆりサクラマス商標使用申請書(様式第1号)に本件商標を使用しようとする商品の見本等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (2) その他市長が適当と認めたとき。

(使用の承認)

第4条 市長は、釜石はまゆりサクラマス商標使用申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、釜石はまゆりサクラマス商標使用承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の承認に条件を付することができる。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には本件商標の使用を不承認とし、釜石はまゆりサクラマス商標使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
 - (1) 公序良俗に反する活動等に使用するなど、市長が登録商標の信用又はイメージを失墜させるおそれがあると判断したとき。
 - (2) 本件商標の使用によって、商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
 - (3) その他、本件商標の使用が不適當であると市長が判断したとき。

(使用の期間)

第5条 本件商標を使用できる期間は、承認された日から令和14年6月14日までとする。

(承認事項の変更)

第6条 第4条第1項の規定により、使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、承認を受けた事項に変更がある場合は、釜石はまゆりサクラマス商標使用変更申請書(様式第4号)により、事前に承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による釜石はまゆりサクラマス商標使用変更申請書の提出が

あったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、釜石はまゆりサクラマス商標使用変更承認通知書(様式第5号)により使用者に通知するものとする。

3 第4条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(承認の取消し)

第7条 市長は、使用者がこの要綱に違反したときは、釜石はまゆりサクラマス商標使用承認取消通知書(様式第6号)により当該承認を取り消すことができる。

2 前項の規定による措置によって使用者に損害が生じることがあっても、市はその責を負わない。

(使用料)

第8条 本件商標の使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第9条 本件商標を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認を受けた目的にのみ使用すること。

(2) 自らの使用承認を第三者に譲渡しないこと。

(3) 商標法(昭和34年法律第127号)等の関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。

(4) 第三者が商標権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに市へ連絡すること。

(5) 市から要請があった場合は、本件商標の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。

(6) 本件商標の使用に関し事故又は苦情等が生じたときは、全て使用者の責務において必要な措置を講じること。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年6月14日から施行する。

別表(第2条関係)

第29類	<ol style="list-style-type: none"> 1 岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたさくらます(生きているものを除く。) 2 さくらます(岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたもの)の切り身・刺身・いくら及び筋子 3 さくらます(岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたもの)を使用した加工水産物 4 さくらます(岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたもの)を使用したカレー・シチュー又はスープのもと 5 さくらます(岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたもの)を使用した炊き込みごはん・ちらし寿司・ぞうすい・炒飯・丼物・炒め料理・煮込み料理のもと 6 さくらます(岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたもの)を使用したお茶漬けのり及びふりかけ 7 さくらます(岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたもの)を使用した菓子(果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものに限る。) 8 さくらます(岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたもの)を使用したなめ物 9 さくらます(岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたもの)を主材とする惣菜 10 さくらます(岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたもの)・肉又は野菜に調味料を合わせた惣菜のもと 11 野菜又は果実を主材とするさくらます(岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたもの)を使用した惣菜 12 油揚げ・がんもどき・こんにゃく又は豆腐を主材とするさくらます(岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたもの)を使用した惣菜 13 肉を主材とするさくらます(岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたもの)を使用した惣菜 14 卵を主材とするさくらます(岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたもの)を使用した惣菜 15 乳製品を主材とするさくらます(岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたもの)を使用した惣菜 16 さくらます(岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたもの)を使用した乳製品 17 さくらます(岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたもの)を使用した食用油脂
------	--

第30類	<ol style="list-style-type: none"> 1 さくらます(岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたもの)を使用した弁当・すし・おにぎり及び海苔巻き 2 さくらます(岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたもの)を使用したぎょうざ・しゅうまい・ラビオリ・春巻き及び調理済み麺類 3 さくらます(岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたもの)を使用したパン・サンドイッチ・中華まんじゅう・肉まんじゅう・ハンバーガー・ピザ・ホットドッグ及びパイ 4 さくらます(岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたもの)を使用した菓子(果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものを除く。) 5 さくらます(岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたもの)を使用したパスタソース 6 さくらます(岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたもの)を使用した調味料及び香辛料 7 さくらます(岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたもの)を使用した調理済みの米飯・粥・雑炊及びおこわ 8 穀物又は穀物の加工品を主材とするさくらます(岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたもの)を使用した惣菜
第31類	<ol style="list-style-type: none"> 1 岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたさくらます(生きているものに限る。) 2 岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたさくらます(食用のものを除く。) 3 岩手県釜石湾又はその周辺海域における養殖に適したさくらますの魚卵 4 岩手県釜石湾又はその周辺海域における養殖に適したさくらますの稚魚 5 岩手県釜石湾又はその周辺海域における養殖に適したさくらますの餌及び飼料 6 さくらます(岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたもの)を使用した魚かす 7 さくらます(岩手県釜石湾又はその周辺海域で養殖され水揚げされたもの)を使用したペットフード

年 月 日

釜石市長 宛て

(住 所)

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

印

釜石はまゆりサクラマス商標使用申請書

「釜石はまゆりサクラマス」の名称を使用したいので、釜石はまゆりサクラマス商標使用に関する要綱(令和4年釜石市告示第85号の2)第3条第1項の規定により、商標の使用を申請します。

記

1 商標の使用者

商号又は名称	
代表者	(役職)
	(氏名)
担当者	(役職)
	(氏名)
	(電話番号)
	(FAX番号)
	(メールアドレス)

2 使用開始予定日

年 月 日

3 使用目的

様式第2号(第4条関係)

釜水発第 号
年 月 日

様

釜石市長 野 田 武 則

釜石はまゆりサクラマス商標使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった商標使用申請について、釜石はまゆりサクラマス商標使用に関する要綱(令和4年釜石市告示第85号の2)第4条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 商標の使用者

(住 所)
(商号又は名称)
(代表者職氏名)

2 使用目的

3 承認する上で付す条件

様式第3号(第4条関係)

釜水発第 号
年 月 日

様

釜石市長 野 田 武 則

釜石はまゆりサクラマス商標使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった商標使用申請について、釜石はまゆりサクラマス商標使用に関する要綱(令和4年釜石市告示第85号の2)第4条第3項の規定により不承認としましたので、その旨通知します。

記

1 不承認の理由

年 月 日

釜石市長 宛て

(住 所)

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

印

釜石はまゆりサクラマス商標使用変更申請書

年 月 日付け釜水発第 号により承認のあった商標使用について、下記のとおり変更したいので、釜石はまゆりサクラマス商標使用に関する要綱(令和4年釜石市告示第85号の2)第6条第1項の規定により、変更申請します。

記

1 変更の内容

変更事項及び変更前・変更後の内容を記載すること。

2 変更年月日

年 月 日

3 変更の理由

4 連絡先

(担当者役職氏名)

(電 話 番 号)

(F A X 番 号)

(メールアドレス)

様式第5号(第6条関係)

釜水発第 号
年 月 日

様

釜石市長 野 田 武 則

釜石はまゆりサクラマス商標使用変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった商標使用変更申請について、釜石はまゆりサクラマス商標使用に関する要綱(令和4年釜石市告示第85号の2)第6条第2項及び第3項の規定により、承認します。

※ 変更にあたって、条件を付す場合は下記に記入。

様式第6号(第7条関係)

釜水発第 号
年 月 日

様

釜石市長 野 田 武 則

釜石はまゆりサクラマス商標使用承認取消通知書

年 月 日付釜水発第 号で承認(及び 年 月 日付釜水発第 号で変更承認)した商標使用について、釜石はまゆりサクラマス商標使用に関する要綱(令和4年釜石市告示第85号の2)に違反したため、同要綱第7条第1項の規定により、商標使用の承認を取り消したので、通知します。